

「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品製造業～」の改正案 新旧対照表

改正案	現行
食品製造業・小売業の適正取引推進 ガイドライン	食品製造業・小売業の適正取引推進 ガイドライン
～牛乳・乳製品製造業～	～牛乳・乳製品製造業～
平成３０年 ３月策定 平成３１年 ３月改定 <u>令和 ４年 ３月改定</u>	平成３０年３月策定 平成３１年３月改定
農林水産省	農林水産省
食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～
目 次	目 次
第１章 （略）	第１章 （略）
第２章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について	第２章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について
第１節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点	第１節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点
１～４ （略）	１～４ （略）
第２節 <u>豆腐・油揚げ製造業</u> のガイドラインと同様の論点	第２節 <u>既存</u> のガイドラインと同様の論点

改正案	現行
1～11 (略)	1～11 (略)
12. その他留意すべき事項	12. その他留意すべき事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(削る)	<u>(4) 消費税転嫁の留意点..... 33</u>
(4) 契約条件の明確化と書面交付 33	(5) 契約条件の明確化と書面交付..... 35
(5) 事業継続に向けた取組 34	(6) 事業継続に向けた取組..... 35
(6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善..... 34	(7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善..... 35
(7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点..... 35	(8) 自然現象による災害等への対応に係る留意点..... 36
第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組	第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組
1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要 36	1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要 37
2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用..... 36	2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用..... 37
3. 活用パターン 36	3. 活用パターン..... 37
参考資料	参考資料
(1) 下請かけこみ寺事業について 38	(1) 下請かけこみ寺事業について..... 39
(2) 下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為38	(2) 下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為 39
(3) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正につい て..... 41	(3) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正につい て..... 41
(4) 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」 の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し..... 41	(4) 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」 の改正、「下請代金の支払手段について」の見直し..... 42

改正案	現行
(5)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス) 41	(5)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス) 42
(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」 41	(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」 42
(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」ガイドブック..... 43	(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」ガイドブック..... 44
(削る)	(8) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン..... 45
第1章 (略)	第1章 (略)
<u>第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について</u>	<u>第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について</u>
<u>第1節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点</u>	<u>第1節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点</u>
1. (略)	1. (略)
<u>2. 客寄せのための納品価格の不当な引下げ</u>	<u>2. 客寄せのための納品価格の不当な引下げ</u>
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 関連法規の留意点</u>	<u>(2) 関連法規の留意点</u>
委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に	委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に

改正案	現行
該当するおそれがある。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、<u>不当に</u>商品を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。 (3)・(4) (略)	該当するおそれがある。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、商品を <u>不当に</u> 低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。 (3)・(4) (略)
3. 物流費等のコスト増加を反映しない価格決定 (1) (略) <u>(2) 関連法規の留意点</u> <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価</u>	3. 物流費等のコスト増加を反映しない価格決定 (1) (略) <u>(2) 関連法規の留意点</u> <u>原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、受託事業者が単価引上げを求めたにも関わらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことは、下請法第4条第1項第5号</u>

改正案	現行
<u>格を据え置くことは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことも、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。</u> さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略) 4 (略)	<u>の「買ったたき」に該当するおそれがある。</u> さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略) 4 (略)
第2節 <u>豆腐・油揚げ製造業</u>のガイドラインと同様の論点 1. 前提が異なる場合の同一単価による発注 (1) (略) (2) <u>関連法規の留意点</u> 委託事業者は、一定以上の数量を生産させることを前提	第2節 <u>既存</u>のガイドラインと同様の論点 1. 前提が異なる場合の同一単価による発注 (1) (略) (2) <u>関連法規の留意点</u> 委託事業者は、一定以上の数量を生産させることを前提

改正案	現行
に、受託事業者が製品単価の見積りをさせながら、実際の発注の際には、見積時の数量よりも少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことがある。 下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように委託事業者が大量生産を前提とした見積時の予定単価に基づき、一方的に実際には見積時よりも少ない数量の場合の単価として下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。 <u>さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等（取引の対価の一方的決定）」に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。</u> 以上のように、実際の発注時の単価については、合理的な原価計算等に基づき、受託事業者と委託事業者が十分に協議の上、単価等を決定する必要がある。 (3)・(4) (略) 2. (略) 3. 合理的な根拠のない価格決定 (1) (略) <u>(2) 関連法規の留意点</u> 委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払	に、受託事業者が製品単価の見積りをさせながら、実際の発注の際には、見積時の数量よりも少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことがある。 下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように委託事業者が大量生産を前提とした見積時の予定単価に基づき、一方的に実際には見積時よりも少ない数量の場合の単価として下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある <u>ので留意が必要である。</u> 以上のように、実際の発注時の単価については、合理的な原価計算等に基づき、受託事業者と委託事業者が十分に協議の上、単価等を決定する必要がある。 (3)・(4) (略) 2. (略) 3. 合理的な根拠のない価格決定 (1) (略) <u>(2) 関連法規の留意点</u> 委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払

改正案	現行
われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 <u>発注後に</u> 協賛金の徴収の名目で納品価格を一方的に引き下げることは、下請法第4条第1項第3号の「減額」に、欠品が発生した際にペナルティとして過大な損失補償を行わせることは同法第4条第2項第3号「不当な経済上の利益の提供要請」に、それぞれ該当するおそれがある。 <u>さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「減額」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な値引き」（告示第2項）、「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。</u> (3)・(4) (略)	われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 <u>また、</u>協賛金の徴収の名目で納品価格を一方的に引き下げることは、下請法第4条第1項第3号の「減額」に、欠品が発生した際にペナルティとして過大な損失補償を行わせることは同法第4条第2項第3号「不当な経済上の利益の提供要請」に、それぞれ該当するおそれがある。 (3)・(4) (略)

改正案	現行
4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定 (1) (略) (2) 関連法規の留意点 <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことも、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。</u> さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略)	4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定 (1) (略) (2) 関連法規の留意点 <u>原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、受託事業者が単価引上げを求めたにも関わらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことは、下請法第4条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがある。</u> さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略)

改正案	現行
5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担 (1) (略) (2) 関連法規の留意点 受託事業者の利益との関係が明らかではないセンターフィー等を提供させることは、下請法第4条第2項第3号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあるので留意が必要である。また、センターフィーに限らず、協賛金（リベート）等を提供させることにより、受託事業者の利益を不当に害することは、下請法第4条第2項第3号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。また、委託事業者が、正当な理由がないのに、自己の指定する役務の利用を強制することは、下請法第4条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当する。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「<u>購入・利用強制</u>」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の収受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略) 6～11 (略)	5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担 (1) (略) (2) 関連法規の留意点 受託事業者の利益との関係が明らかではないセンターフィー等を提供させることは、下請法第4条第2項第3号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあるので留意が必要である。また、センターフィーに限らず、協賛金（リベート）等を提供させることにより、受託事業者の利益を不当に害することは、下請法第4条第2項第3号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。また、委託事業者が、正当な理由がないのに、自己の指定する役務の利用を強制することは、下請法第4条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当する。 さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の収受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。 (3)・(4) (略) 6～11 (略)

改正案	現行
<u>12. その他留意すべき事項</u> <u>(1) 支払方法の留意点</u> 下請中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。 一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイト（取引代金の締日から支払までの期間）の手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。 <u>また、令和3年3月に発出された「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日 20210322中庁第2号 公取企第25号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）では、<u>下請代金の支払に係る手形等のサイトについて、おおむね3年以内（令和6年）を目途として、60日以内とする こと等が要請され</u>ているので、留意が必要である。</u> <u>さらに</u>、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めることが望ましい。	<u>12. その他留意すべき事項</u> <u>(1) 支払方法の留意点</u> <u>下請法又は</u>下請中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。 一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイト（取引代金の締日から支払までの期間）の手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。 <u>平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日 20161207中第1号 公取企第140号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とする よう定められ</u>ているので、留意が必要である。 <u>また</u>、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めることが望ましい。

改正案	現行
(2)・(3) (略) (削る)	(2)・(3) (略) <u>(4) 消費税転嫁の留意点</u> <u>① 消費税転嫁対策特別措置法について</u> <u>消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が平成 25 年 10 月 1 日に施行された。本法律は平成 33 年 3 月 31 日まで適用される。その概要は以下のとおりである。</u> <u>第 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置</u>

改正案	現行
	<u>消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。</u> <u>第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置</u> <u>消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。</u> <u>第3 価格の表示に関する特別措置</u> <u>消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。</u> <u>第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置</u> <u>事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。</u> <u>② 転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の適用対象者</u> <u>下請法が①資本金又は出資金の総額の区分と②取引の内容の二つの条件から判断される親事業者・下請事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、消費税転嫁対策特別措置法は、資本金等の額が3億円以下である事業者（特定供給事業者）から、継</u>

改正案	現行
(4) 契約条件の明確化と書面交付 (略) (5) 事業継続に向けた取組 (略) (6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善 (略)	<u>続して商品の供給を受ける法人事業者（特定事業者）に適用される。当該特定事業者については資本金規模等の区分はない。</u> <u>また、大規模小売事業者（特定事業者）に対して、継続して商品を供給する事業者（特定供給事業者）について資本金規模等の区分がないことにも留意が必要である。</u> ③ <u>特定事業者の遵守事項</u> <u>特定事業者が、特定供給事業者に対して以下の行為を行うことを禁止している。特に本体価格での交渉の拒否は、下請法及び独占禁止法には規定されていない禁止事項であることから、特定供給事業者との価格交渉において留意が必要である。</u> <u>イ 消費税の転嫁拒否等の行為</u> <u>・ 減額、買ったたき</u> <u>・ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請</u> <u>・ 本体価格での交渉の拒否</u> <u>ロ 報復行為</u> (5) 契約条件の明確化と書面交付 (略) (6) 事業継続に向けた取組 (略) (7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善 (略)

改正案	現行
(7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 (略) <u>第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組</u> 1・2 (略) 3. 活用パターン (略) (1)～(7) (略) ※〈下請かけこみ寺相談窓口〉フリーダイヤル：0120－418－618 〈その他相談窓口〉 <u>【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、下請法に関すること】</u> ・公正取引委員会（事務総局取引部企業取引課）直通：03－3581－3375 <u>【下請中小企業振興法、振興基準に関すること】</u> ・中小企業庁（事業環境部取引課）直通：03－3501－1669 <u>【本適正取引推進ガイドラインに関すること】</u> ・農林水産省（<u>大臣官房新事業・食品産業部企画グループ</u>） 直通：03－6744－2065 （<u>畜産局</u> 牛乳乳製品課）直通：03－6744－2128 参考資料 (1) 下請かけこみ寺事業について	(8) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 (略) <u>第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組</u> 1・2 (略) 3. 活用パターン (略) (1)～(7) (略) ※〈下請かけこみ寺相談窓口〉フリーダイヤル：0120－418－618 〈その他相談窓口〉 ・公正取引委員会（事務総局取引部企業取引課）直通：03－3581－3375 ・中小企業庁（事業環境部取引課）直通：03－3501－1669 ・農林水産省（<u>食料産業局企画課</u>）直通：03－6744－2065 （<u>生産局</u> 牛乳乳製品課）直通：03－6744－2128 参考資料 (1) 下請かけこみ寺事業について

改正案	現行
平成 20 年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：(公財)全国中小企業取引振興 <u>機関</u> 協会）として、「下請かけこみ寺」が 47 都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR 業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。 http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/ (2) (略) (3)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について <u>令和 3 年 12 月 27 日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)が取りまとめられたところ、令和 4 年 1 月 26 日、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号)を改正しました。</u>	平成 20 年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：(財)全国中小企業取引振興協会）として、「下請かけこみ寺」が 47 都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR 業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。 http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/ (2) (略) (3)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について <u>中小企業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めているところ、その取組の一環として、平成 28 年 12 月 14 日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、親事業者による違反行為事例等を追加しています。</u> http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html

改正案	現行
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html (4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」、「下請代金の支払手段について」 経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、<u>下請代金の支払手段についての通達の見直しと、同内容の</u>下請中小企業振興法に基づく振興基準 <u>への反映を行って</u>います。 ① 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyoun.htm ② 「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中第2号 公取企第25号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan.htm (5)～(7) (略) (削る)	(4)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」<u>の改正</u>、「下請代金の支払手段について」<u>の見直し</u> 経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、<u>以下の</u>下請中小企業振興法に基づく振興基準 <u>の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しを</u>行いま <u>した</u>。 ① 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」<u>(平成30年12月28日経済産業省告示第258号)</u> http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyoun.htm ② 「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日20161207中第1号 公取企第140号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長) http://www.meti.go.jp/press/2016/12/20161214002/20161214002.html (5)～(7) (略) <u>(8)消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン</u>

改正案	現行
	<u>公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止のため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を策定し、特別措置に関する解釈の明確化を図るとともに、運用方針を示しています。</u> <u>また、消費税率引上げに際し、独占禁止法及び下請法上、どのような行為が問題となるのかについても併せて具体的に示しています。</u> http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/GL.html